

川崎市新たな行財政改革プラン(第4次改革プラン)の概要

第1章 川崎市をとりまく現況と課題 (P.1~P.6)

本市は、2002(平成14)年7月に「財政危機」を宣言し、行財政改革を市政運営の最重要課題に位置づけ、「川崎再生」に向けて、3次にわたる「行財政改革プラン」に基づく取組を着実に推進してきました。

こうした3次にわたる改革プランに基づく取組により、「2009(平成21)年度予算において収支均衡を図る」という、取組開始当初からの財政的な目標を達成するとともに、改革の成果については、子ども関連施策をはじめとする市民サービスに還元するなど、2002(平成14)年度にスタートした、主に右肩上がりの経済成長を前提とした行財政システムからの転換をめざした「川崎再生」の取組は、概ねその目的を達成しつつあります。

しかしながら、現在、日本社会をとりまく環境が大きくかつ急速に変化し、国・地方を通じた財源不足が大幅に拡大するなど、国全体が極めて厳しい状況下にあります。これまで改革の取組を着実に進めてきた本市においても例外ではありえず、再び厳しい状況に直面しています。

● 極めて厳しい財政状況

- 世界的な経済危機とその影響による市税収入の大幅な落ち込み
- 2010(平成22)年度及び2011(平成23)年度予算における減債基金()からの借入れ
- 今後も継続することが想定される厳しい財政状況

● 本市の将来人口

- 当面の人口増加と減少期への移行
- 高齢化の進展

● 地方分権改革等の進展

- 国の「地域主権改革」等の動向

減債基金：将来、市債(市の借金)を返済するために積み立てている貯金のこと。

新たな改革プランの「ねらい」

【ねらい1】再び直面する厳しい状況乗り越える

(1) 極めて厳しい財政状況への対応

「財政フレーム」を行財政運営の指針として改革の取組を着実に推進し、持続可能な財政構造の構築に向けた取組を推進します。

(2) 進展する高齢化への対応

高齢化の進展に対応するためのサービス基盤の充実を進めるとともに、地域課題の解決に向けたシニア世代との協働による取組などを一層強化します。

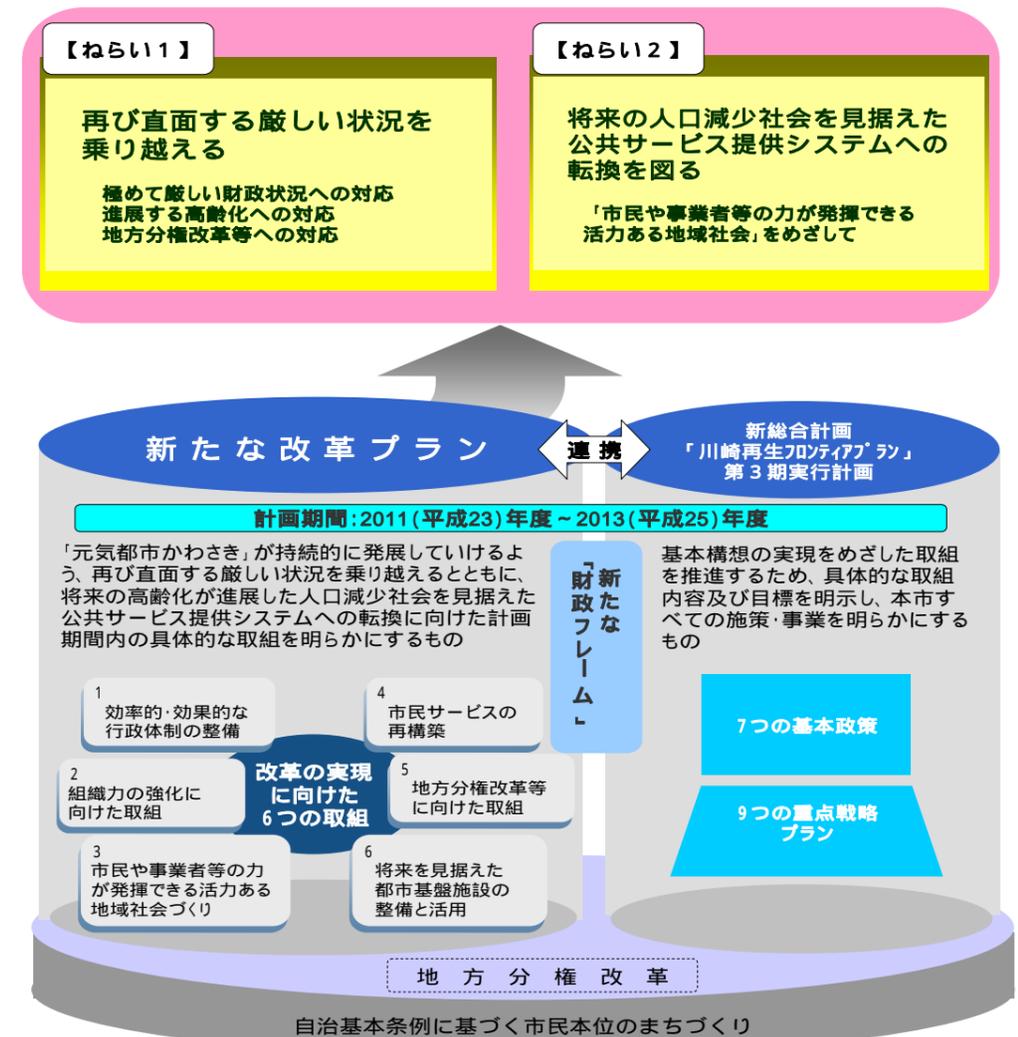
(3) 地方分権改革等への対応

条例や組織体制の整備を進めるとともに、必要な制度の実現や見直しについて、あらゆる機会を通じて国等へ積極的に働きかけます。

【ねらい2】将来の人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換を図る

「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会」をめざして

さまざまな世代の市民や地域の団体等が、その知識や経験、能力を発揮し、活躍する場をつくることにより、市民と市民、事業者等と市民が公共サービスを直接やりとりするような仕組みが機能する領域を増やし、誰もがいきいきと心豊かに暮らせる活力ある地域社会と中間コストのかからない効率的・効果的な公共サービス提供システムをめざしていきます。



第2章 不断の改革の推進 (P.7~P.13)

さまざまな環境変化の中で、「市民生活の安定の確保に必要な市民サービスを着実に提供する」という地方自治体の責務を果たし、「新総合計画『川崎再生フロンティアプラン』」で示すまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を実現するためには、不断の改革の取組により、現在の極めて厳しい状況乗り越えとともに、将来に向けた公共サービス提供システム改革の方向性を明らかにし、そこに向かって着実な歩みを進めていくことが大変重要です。

こうしたことから、新たな改革プランを策定し、やがて来る人口減少期を見据えて、「元気都市かわさき」が20年先、30年先と持続的に発展していけるよう、「新たな飛躍」に向けて「不断の改革」とともに「活力とうるおいのある都市づくり」を進めます。

新たな改革プランとは

「元気都市かわさき」が持続的に発展していけるよう、再び直面する厳しい状況乗り越えとともに、将来の高齢化が進展した人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換に向けた計画期間内の具体的な取組を明らかにするもの

計画期間：2011(平成23)年度～2013(平成25)年度

第3章 改革の実現に向けた6つの取組

(P.14~P.76)

取組	効率的・効果的な行政体制の整備	(P.14~P.45)
行政サービス提供手法の転換や、簡素で効率的な執行体制の構築に向けた市役所内部の改革を引き続き推進します。		
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共サービスにおける民間部門のさらなる活用 ● 適正な組織規模や職員配置に向けた取組 ● 効率的な行政経営基盤の確立 ● 企業会計（公営企業の経営）の健全化の推進 ● 出資法人改革の推進 		

職員削減目標

新たな改革プランにおいても、計画期間である2011（平成23）年度から2013（平成25）年度までの3年間の職員削減目標を次のとおり掲げ、「重点取組部門」である「保育所」及び「清掃」部門における執行体制の見直しをはじめ、引き続き簡素で効率的な執行体制の確立をめざします。

なお、今後の取組においても、市民生活の安定の確保に必要なサービス提供に向けた職員の配置や執行体制の充実については、引き続き着実に推進することとします。

【3年間（2011（平成23）年度～2013（平成25）年度）の職員削減目標】

主な減員見込要素	主な増員見込要素
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公の施設の管理運営体制の見直し ・ 公共サービス提供における民間活用 ・ 「保育所」、「清掃」部門の業務執行体制の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「7対1」看護基準の導入等による医療体制の強化 ・ 生活保護事務執行体制の充実 ・ 地方分権への対応
など	など
減員見込（約1,000人）	増員見込（約400人）
差引 約600人	

取組	組織力の強化に向けた取組	(P.46~P.50)
限られた財源や資源を最大限に活用し、市民サービスの効果的な提供に資するため、組織マネジメント強化や人材育成・能力開発等の取組をより一層推進します。		
<ul style="list-style-type: none"> ● 組織マネジメント強化の取組 ● 職員の能力が十分に発揮できる環境づくりの推進 ● 職員の人材育成のさらなる推進 		

取組	市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり	(P.51~P.55)
これまでの区行政改革の取組により、一定程度整備された活力ある地域社会づくりのための枠組みを活用し、区役所を中心に地域での着実な実践を積み重ねていきます。		
<ul style="list-style-type: none"> ● 区役所機能の強化と執行体制の確立に向けた取組 ● 地域人材の発掘や育成に向けた取組 ● 多様な主体の参加と協働による課題解決に向けた取組 ● 便利で快適な区役所サービスの提供に向けた取組 		

取組	市民サービスの再構築	(P.56~P.60)
未来を担う子どもたちに負担の先送りをせずに持続可能な市民都市を実現するため、状況変化に対応しながら、必要に応じて市民サービスの見直しを図ります。		
<ul style="list-style-type: none"> ● 状況変化に対応した市民サービスの見直し ● 補助・助成金の見直し ● 受益と負担の適正化 		

取組	地方分権改革等に向けた取組	(P.61~P.63)
本市が高い自由度のもとで自主的・自立的な行財政運営を行っていくため、地方分権改革のさらなる推進に向けて取り組めます。		
<ul style="list-style-type: none"> ● 地方分権改革に向けた具体的な取組の推進 ● 国の制度見直し等に向けた提案 		

取組	将来を見据えた都市基盤施設の整備と活用	(P.64~P.76)
都市基盤施設の整備等に関する中長期的な視点や事業選択の考え方を示すとともに、現有資産の戦略的・総合的なマネジメントを推進します。		
<ul style="list-style-type: none"> ● 都市基盤施設の整備 ● 戦略的な資産活用 		

第4章 財政フレーム

(P.77~P.79)

「財政フレーム」は、持続可能な財政構造の構築に向けて計画的な行財政運営を進めていくため、市税収入等の見通しや第3期実行計画の事業費、改革の効果額、さらには財源対策についても調整を行い、歳入歳出総額等を明示した、今後の行財政運営の指針となるものです。

今後、この新たな「財政フレーム」に沿って計画的な行財政運営を行い、将来にわたり安定的な市民サービスの提供が行えるよう、持続可能な財政構造の構築をめざします。

【健全な財政構造の構築に向けた取組目標】

2014（平成26）年度には減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡を図る継続的な収支均衡と安定的なプライマリーバランスの黒字の確保を図る資産マネジメント（資産保有量の最適化・施設等の長寿命化等）の推進や市債の適正な活用により将来負担の適切な管理を行う

第5章 推進体制と進行管理

(P.80)

これまでと同様に、毎年度の取組結果等を報告・公表し、市民・議会等からの意見を伺いながら推進します。

また、市長を本部長とする行財政改革推進本部会議等を活用し、実施内容の具体化及び見直しを随時行います。